

協 議 書

記入例

年 月 日

(協議先)
横 浜 市 長

※太枠内について全て記入して
提出してください。

(申請者) ※後退整備に係る工事の発注者等	
住所	横浜市 ■■ 区 ○○ 一丁目 2-3
氏名	横浜 太郎、横浜 花子
(法人の場合は、名称及び代表者の役職氏名)	
電話	○○○(○○○)○○○○

補助金の交付を希望される場合、後退用地の整備を行い、その費用を負担される方全員を申請者としてください

横浜市狭あい道路の整備に関する条例(以下「条例」という。)第9条の規定により、次のとおり協議します。

協議する土地の所在及び地番	横浜市 ■■ 区 ○○ 三丁目 456 番7	地名地番で記入
申請地の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外を含む(以下に登記上の住所及び所有者を全て記入)	
※売買契約を締結している場合は「申請者に同じ」を選択してください。	住所 横浜市 ▲区 ××× 町 二丁目 34-5	該当するものに✓
	氏名 横浜 次郎	
舗装方法の希望	1. 横浜市による舗装を希望 2. 自己による舗装(道路状整備)を希望 ③ 自己による舗装(道路状整備ではない)を希望	
整備後の買取り協議(角地の場合に限り)	1. 希望する ② 希望しない	後退部分の舗装方法について 該当するものに○ ※舗装方法が未定の方は3に○ ※ただし協議完了後に変更できます

(注意)

- 補助金 角地でない場合は2に○
※1に○をしても買取りができない場合があります。協議申請者以外の方が費用負担する場合は補助金を交付できません。
- 協議を行う時期(年度末等)や審査状況によっては、協議成立までに30日を越えることがあります。
- 協議完了後、実測図は閲覧に供します。
- 本協議書を提出して、6か月が経過し、なお協議が完了しないものについては、条例施行規則第9条の規定により協議を不成立とすることがあります。
- 本市による舗装工事の時期については、他の工事申請の混雑状況や財政状況により、本市が決定するため、ご希望に添えない場合があります。